

平成 21 年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	(つしりつ みなみがおか しょうがっこう)									
学 校 名	津市立 南が丘小学校									
(ふりがな)	(つし たるみ)									
所 在 地	三重県津市垂水 2 5 3 8 - 1									
電話番号	0 5 9 (2 2 9) 2 7 6 1			FAX 番号		0 5 9 (2 2 9) 2 7 6 2				
学級数	/	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	特支	計	
	/	5	5	4	4	5	4	2	2 9	
児童・生徒数	/	1 3 2	1 3 1	1 5 9	1 4 4	1 7 3	1 3 6	/	8 7 5	
(特支)	/	2	1	2	2	3	2	/	1 2	
教職員数	4 2 人		学校運営協議会を置く学校として指定された年月日				平成 1 7 年 1 2 月 2 6 日			
学校運営協議会の委員数・構成	1 5 人		内 訳		地域代表 8 人、保護者代表 5 人、教職員 1 人、 大学教授等有識者 1 人					
	学校運営協議会代表者（会長等）：保護者代表（中学校 P T A 代表）									
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」（平成 1 4 ～ 1 6 年度） ・ 文部科学省「コミュニティ・スクール推進事業」（平成 1 7 ～ 1 8 年度） 									

（平成 21 年 5 月 1 日時点）

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）」指定前の状況

＜「学校運営協議会」の前身「地域学校協議会」を置く（平成 14 年度）前の状況＞

○ 津市内の小学校のうち、市教育委員会に届く苦情が一番多い学校であった。

⇒ ・保護者のニーズを受け止めることなく、学校（教職員）の考えのみで学校運営を行っていたことから、学校と保護者との間に“大きな壁”が生じていた。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

○ 学校に対する苦情が多いということは、教育に対する学校の方針や取組が、保護者や地域住民にはよく見えていないということの表れ。そこで、学校と保護者・地域との間の風通しをよくしていく必要があると考えた。そして、そのための方策として、学校運営協議会を設置することで、学校が保護者や地域に対して開かれ、学校の実情が見えてくると考えた。

○ 南が丘小学校の校区は新興住宅団地であり、住民同士のつながりが比較的薄いという地域性があり、この学校区で学校運営協議会を立ち上げ、学校を開くことができたなら、市内のどの地区においてもそれは容易い。そこで、津市教育委員会は、開かれた学校づくりを推進するため、南が丘小学校をモデル校にしていこうと考えた。

⇒ ・「学校運営協議会制度」を法的に整備するもととなった文部科学省の「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」（平成 14 ～ 16 年度）および「コミュニティ・スクール推進事業」（平成 17・18 年度）の研究指定を受けることとした。

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

○ 「開かれた学校づくり」に対する教職員の不安

- ⇒ ・文部科学省「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」指定を受け、学校を開かざるを得ない状況を作り出した。その中で、「学校を開く」ということを、「保護者や地域住民とともに新しい学校をつくっていく」「匠の技を持った地域の人材を学校に呼び、学習支援者として活用する」など、プラスのイメージでも捉えさせるようにした。

○ 学校運営協議会委員の候補者選定

- ⇒ ・学校は、研究指定を受ける準備段階から、求心力があって、常に広い視野で物事を見ることができ、「学校運営への参画」をきっかけとして住民同士のネットワークを拡大していきたいという人をリーダー（学校運営協議会の会長候補）とすべく、本人の内諾を得た上で、市教育委員会と協議し、決定した。また、学校と会長候補者で、委員の選出を依頼する団体と委員候補者を協議し、決定した。

※委員選出依頼団体：南が丘小学校PTA、南が丘自治会連合会、子ども会、南が丘地区体育振興会

（現在は、南が丘中学校、南が丘中学校PTA、放課後児童クラブにも委員選出を依頼している）

- ・そのほか、種々の意見を集めるため、地域住民の中から委員を公募した。
- ・保護者でもある大学教授の方をオブザーバーにした。

○ 委員により、学校運営協議会の取組や位置づけに対する考え方が異なった。

※「教職員の人事権は委譲されるのか」「職員会議を傍聴したい」等の意見があった。

- ⇒ ・学校運営協議会委員と校長・教頭・学年代表が何度も語り合い、現在の「緊張感のある協働関係」を生み出していった。（そこには、会長やオブザーバーから「子どもたちのために何をすべきかをいつも念頭に置いて考えていくべきである」というアドバイスもあった。）

○ 学校運営協議会委員の「学校運営に参画する」という意識をどのように向上させるか。（これまでは、不満はあるものの、行政主導で、それなりに学校教育が進められていたものが、これからは、自分たちが学校運営そのものに関わっていく、自分たちの意見で学校を変えていくということに、戸惑いを隠せなかった。）

- ⇒ ・新しく作る組織（学校運営協議会の前身である「地域学校協議会」）は、これまでの市や県の教育委員会主導のものではなく、保護者や地域住民が学校経営に参画し、地域が教育委員会の役目を果たすものとするということから、その名称を「南が丘地域教育委員会（略称Me）」（Minamigaoka Board of Education）とした。

- ・文部科学省の「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」の中で、学校運営に新しい息吹を吹き込むための方策の一つとして、津市教育委員会は「南が丘小学校長の公募」を実施し、その選考委員として南が丘小学校の保護者や地域住民の代表3名があたった。このように自分たちが選んだ校長だからしっかりサポートしていこうという気運が高まった。

- 学校運営協議会の前身である「地域学校協議会」としての南が丘地域教育委員会（Me）が、どのような活動を具体的にすればよいか。
 - ⇒ ・常に「子どもたちのために何が出来るか」を念頭に置いて、具体的な活動について検討し、「学校運営協議会」に移行する前から、Meは次の部会体制を敷いた。
 - 学校協働部会：学校の外部評価の原案づくりを行う。
 - 地域連携部会：学習支援など、学校をサポートするための活動を行う。
 - 安全推進部会：全国で児童を狙った犯罪等が頻発したこともあり、特に子どもたちの登下校の安全確保のための活動を行う。
 - そのほか、Meの活動の財政的な支援を行うため、「ファンド事業部」も設置した。
- 保護者や地域住民のニーズの把握をどのようにすればよいか。
 - ⇒ ・学校運営協議会設置前の平成14年度から、Meの委員が、保護者ニーズ把握のためのアンケートを実施し、また、保護者や地域関係者および教職員による「新しいタイプの学校評価」を実施してきた。
 - ・Meは、南が丘小学校に対し、次年度の学校経営に生かすべく、平成14年度から提言を行ってきた。

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

<平成20年度の提言>

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

- 子どもたちが仲間とともに楽しく健康で安全な学校生活を送り、社会性が育つ学校
- 子どもたちが確かな学力を身につけ、楽しく充実した学習をすすめる学校
- 子どもたちの学校生活がより充実するために、学校運営の改善や教育環境整備をすすめる学校
- 保護者・地域の要望を受け止め、保護者・地域と協力して子どもたちを育む学校

【学校運営に関する事項に対するもの】

- 学校自己評価表に前年度の評価を記載するなど、初めての者でもわかりやすいものに改善を。
- 英語科、算数のTT教育、選択教科、教科担任制など、南が丘小学校の特色ある教育実践の継続
- 地域のボランティアを学習等に、より一層活用すること
- プレハブ校舎を解消し、本校舎の増築に向けて要望を強化すること
- よりきめ細かな不審者情報やメール配信の充実を。

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- 学校運営協議会が任命権者に直接教職員の任用について意見を申し出るまでに至った例はないが、本校の特色である全学年での「英語科」充実のため、学校運営協議会が、ネイティブ・スピーカーとしてのAET (Assistant English Teacher)の候補を学校に推薦したことはある。(平成18年度)

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

- 校長は、昨年度のMeの提言を真摯に受け止め、本年度の学校経営方針にすべからくそれらを盛り込んだ。
- 学校自己評価表に前年度の評価を記載し、評価の変化がわかるように改善した。
- 市教育委員会に対し、プレハブ教室解消を含む教育環境整備を継続して要望してきている。
- 学校独自の保護者宛の緊急メール配信サービスに取り組んでいる。

【教育活動に関すること】

- 全ての学年での英語科の実施をはじめ、南が丘小学校の特色ある教育を継続している。
- 図書ボランティアや選択教科の講師、家庭科の補助や生活科・総合的な学習の時間の学習支援などに「南が丘コミュニティ・ネット」(※)の人材を活用した。
※ Meの地域連携部会の下部組織として置いた学校支援ボランティア組織であり、保護者30名、地域住民167名が登録している。

【教職員の任用に関すること】

- 学校運営協議会から、ネイティブ・スピーカーを推薦されたことから、校長がその意を汲んで、加配教員（常勤）枠の一人をネイティブ・スピーカーとして任用するよう、市教育委員会へ意見具申し、市教育委員会が、県教育委員会へ内申した。これにより、学校運営協議会から推薦されたネイティブ・スピーカーが、平成19年度より配置された。

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- 「学校運営協議会の提言は、教職員が努力していることをきちんと評価している」「学習支援をはじめとする教育活動への支援が大きい」という点から、学校運営協議会を「学校の承認機関・評価者」から「学校の支援組織」と捉えて考えるように変わってきた。
- 教職員と保護者の連携が密になり、大きなトラブルへと発展することが殆どなくなった。

【教育委員会側】

- これまでの取組を評価し、積極的に推進するとしたことから、学校運営協議会の運営予算（委員謝金）への配慮をするようになった。
- コミュニティ・スクールの考え方を広めるための方策として、平成20年度より、市内全ての公立幼稚園および小中学校に対し、学校関係者評価を義務化した。

【園児・児童・生徒側】

- 多くのボランティアが学習を支援し、安全パトロールの会員が声をかけてくれるので、自分たちの住んでいる地域を身近に感じられるようになった子どもが多くなった。

【保護者側】

- 保護者や地域の願いを受け止めてくれる学校だと理解している方が多くなった。
- 多くの地域の方のお陰で、子どもたちの特に登下校の安全が確保されていること、英語科をはじめとする本校独自の教科の学習が充実していることに満足している。

【地域住民側】

- 住民同士のつながりが薄いという団地特有の地域性の中、学習支援を含めた学校経営への参画をきっかけとして、住民同士の横のつながりが増え始めた。(学習支援ボランティアや南が丘ふれあいまつりなど)
- 子どもたちと関わることで、自分たちも元気をもらい、子どもたちのためになると思うと嬉しく感じると喜ばれている方が多くなった。

7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 平成14年度のMeの発足以後、築き上げてきたものを継続し、さらに発展させていくとともに、学校運営協議会委員が替わっても活動が衰退することのないよう、さらに定着させていく必要がある。(特に、発足当時からの委員が中心であるため)
- 教職員の人事異動、自治会役員の変更等により、本校の取組やMeの役割が理解されるまでに時間がかかる。
- 保護者の学校運営に対する参画意識がいまだに薄い。
- 授業をもちながら、事務局業務のほか、地域との連絡調整をする教員の負担軽減
- 学校運営協議会として、3部会をはじめとする独自の活動を継続するための財源の確保

8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- Meの活動の継続・発展のため、本校に新しく着任した教職員に対しては、「Meの活動および役割について」、また、自治会役員等から選出された学校運営協議会委員に対しては、「学校運営協議会や学校運営協議会委員としての役割等について」の学習会を年度当初に開催し、理解を求めていきたい。
- PTA活動の中に学習支援を組み入れるなどして、保護者が学校の教育活動に関わる機会をより多く作ることで、保護者の学校運営への参画意識を高めていきたい。
- 現在、教員が担当している学校運営協議会事務局の業務を保護者や地域住民にも分担していきたい。
- 学校運営協議会として独自の活動を継続させるため、ファンド事業の充実と市教育委員会への予算要望を行っていきたい。

Ⅱ 学校運営協議会の実際の運営状況等

1. 学校運営協議会〔南が丘地域教育委員会（Me）〕の運営状況

（平成20年度実績：年10回開催 ※委員会のみ掲載）

回	年月日	議題等
新旧	H20. 4. 24	学校教育方針の承認
1	H20. 5. 8	委員長選出・Me年間計画の承認・第1回三部会の開催
2	H20. 5. 23	地区懇談会の検討・夏休み子ども教室の検討
3	H20. 6. 10	学校自己評価表の承認・Meと教職員の懇談会の検討
4	H20. 9. 16	地域の子どもを語る会提案
5	H20. 10. 21	学校自己評価中間報告の承認・教育活動アンケートの検討
6	H21. 1. 27	学校自己評価年度末報告の承認
7	H21. 2. 24	地域公募・安全パトロールの会募集要項の検討・アンケート結果報告
8	H21. 3. 10	提言の検討・三部会総括
9	H21. 3. 17	提言の提出・来年度への申し送り
（補記） ・三部会の開催 <学校協働部会＝9回開催、地域連携部会＝6回開催、安全推進部会＝4回開催> ・南が丘元気ネット（健康で長生きするための環境整備推進会議）の開催＝3回 ・南が丘コミュニティ・ファンド運営委員会＝3回開催		

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

○ 学校運営協議会を置く学校としての指定期間（年数）※規則上

3年

○ 学校運営協議会の委員の任期（年数）※規則上

1年

○ 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

地域団体…5名は、団体等で選出

小学校PTA…3名は、PTA本部より分担選出

中学校PTA…2名は、PTA本部より分担選出

中学校教員…1名は、中学校より教諭を選出

公募委員…3名は、公募委員選考委員会（※）にて応募してきた地域住民の中から選出

※「公募委員選考委員会」：公募による委員を除く委員により構成。委員長は、Meの委員長があたる。委員長が、構成員に含まれない場合は、副委員長があたる。

大学教授等有識者…1名（保護者であり、本校の英語科の指導を兼ねて）

○ 学校運営協議会の議事内容の公開状況

南が丘地域教育委員会（Me）のホームページ上に掲載している。

<掲載内容> 理念、組織図、議事概要、各部会の取組、会則 等

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

- Meの地域連携部会の下部組織である「南が丘コミュニティ・ネット」という学校支援ボランティア組織が、学習支援（家庭科・生活科・社会科・総合的な学習の時間等）や学校支援（図書ボランティア・おはなしのへや）、選択教科講師、夏休み子ども教室講師、英語ボランティア等を行うなどしている。
- Meの安全推進部の下部組織として「南が丘地区安全パトロールの会」（地域会員役40名、全PTA会員687名が加盟）を置き、子どもたちの登下校の時間帯のうち、自分の都合のつく時間に子どもたちの安全を見守っている。

4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 学校評価は、南が丘地域教育委員会（Me）が行う。（学校関係者評価）
- 南が丘地域教育委員会（Me）が地域関係者・保護者・教職員・児童に対し学校教育活動アンケートを実施し、分析と考察を行い、その結果を学校への提言に取り入れている。

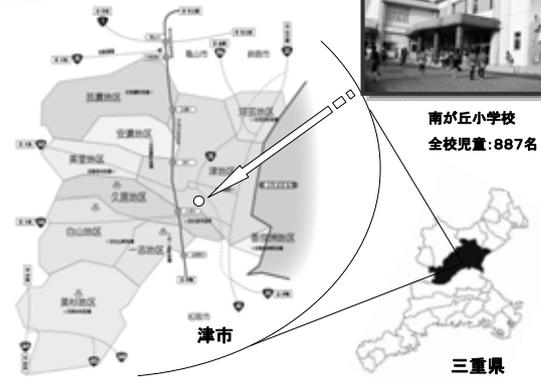
5. その他

- 南が丘地域教育委員会（Me）には、地域の活性化を担う側面もあり、学校・地域関係者との協議を行う中、「子どもたちの思い出に残る祭りが地域にない」とのことから、平成17年度より、「南が丘ふれあいまつり」を開催しており、本年度で5回目を数える。地域の団体6者（連合自治会・Me・小学校・小学校PTA・中学校・中学校PTA）が主催し、毎年8月、小学校の運動場に、子どもや保護者・地域住民約3,000人が集う。

南が丘地域教育委員会(Me)のあゆみ (Minamigaoka Board of Education)



はじめに／



研究指定／

平成14年度～16年度 文部科学省
「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」指定校
(全国7地域9校)

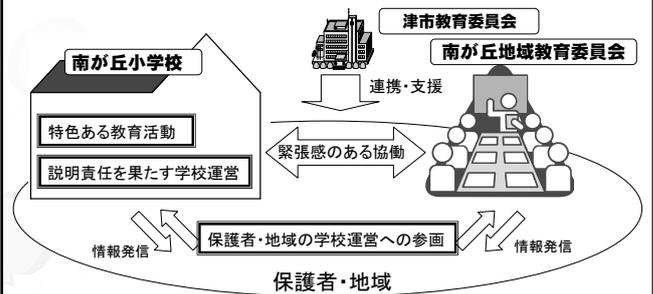


新しいタイプの学校／

コミュニティ・スクールの構築

南が丘小教育ビジョン
集い・学び・つながり合い"明日を拓く 南の丘"

※行政主導型から
地域・学校主導型へ



I. 南が丘地域教育委員会の理念／

「共創・共有・共働」の精神で

地域のオピニオンリーダーをめざす

II. 南が丘地域教育委員会のめざす姿／

子どもたちをとりまく学校教育の発展と地域教育力の向上

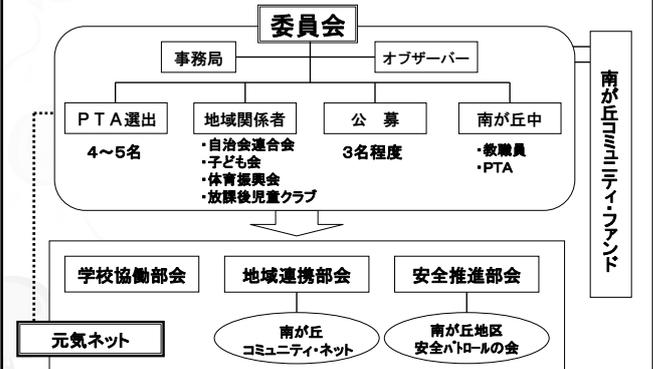
安心・安全に暮らせる地域環境づくりのサポート

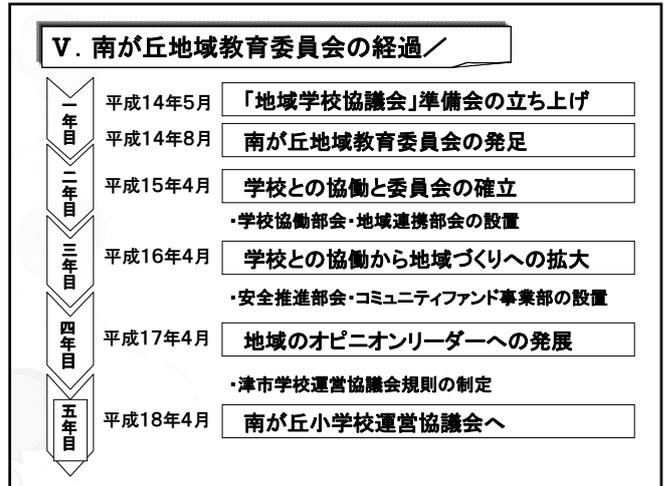
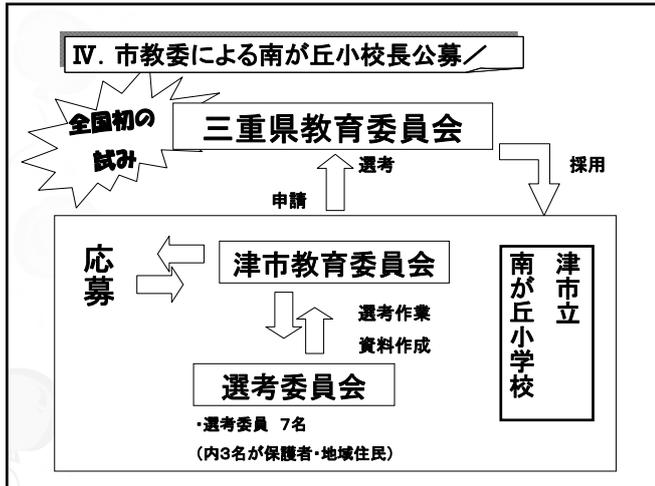
地域と学校がともに参画しあう場作りと提供

学校とMeとは対等であり、
権限よりも信頼関係を大切に！



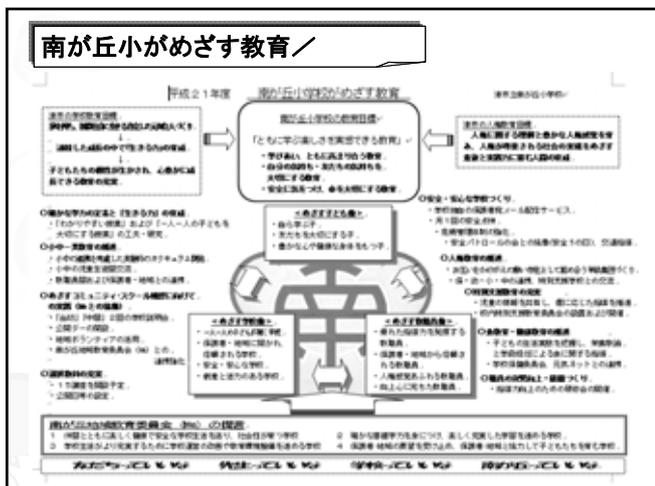
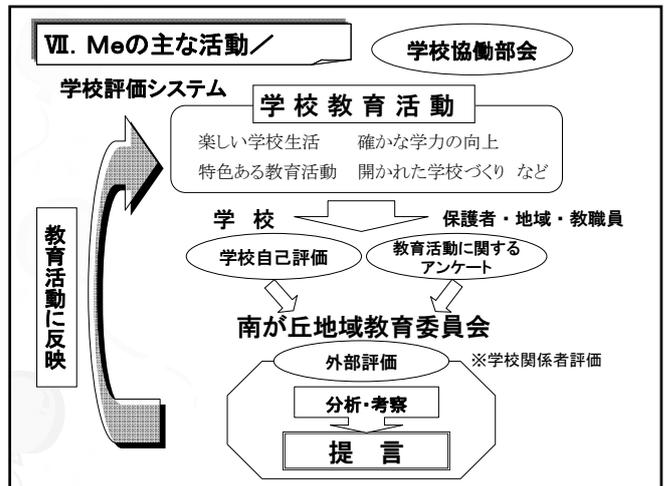
III. 南が丘地域教育委員会の構成と組織／





VI. Meの主な一年間の活動

	学校協働部会	地域連携部会	安全推進部会
一学期	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育計画・教育目標等の協議 ○「学校自己評価」の協議 ○教職員との懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ◎「夏休み子ども教室」開催 ◎南が丘「ふれあいまつり」の共催 	<ul style="list-style-type: none"> ●「安全パトロールの会」打ち合わせ会議 安全5の日の取り組み 緊急集団下校の引率 日常の登下校の安全確保
二学期	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校自己評価」中間評価の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ◎「地域の子どもを語る会」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●「安全パトロールの会」感謝集会
三学期	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校自己評価」年度末評価の協議 ○「学校教育活動に関するアンケート」実施・分析 ○「提言」の作成 		



VII. Meの主な活動／

地域連携部会

南が丘コミュニティ・ネット(学校支援ボランティア)の取り組み

○「学校支援活動」(平成20年度実績)

図書ボランティア=図書館環境作り=(15名)

おはなしのへや(17名)

障害児学級学生ボランティア(6名)

清掃指導ボランティア(5名)

南が丘地区安全パトロールの会(81名)

津おはなしの会「マザーグース」(のべ12名)

元気ネット=料理教室=(4名)

家庭科連針支援=5年生=(のべ86名)

家庭科ミシン補助=6年生=(のべ71名)

家庭科ミシン補助=5年生=(のべ55名)

生活科「音の遊びをしよう」学習支援=1年生=(18名)

社会科「音のくらし」学習支援=3年生=(22名)

英語科JTE(2名)

選択教科講師(31名)

夏休み子ども教室講師・スタッフ(のべ155名)



家庭科ミシン補助



英語科



選択教科「華演奏」

VII. Meの主な活動／

安全推進部会

○「南が丘地区安全パトロールの会」

構成員 保護者・地域住民 約72名

主な活動

○平常時の地域巡回

○緊急時の集団下校の引率

○安全5の日の下校時安全確保



安全5の日下校指導



感謝集会



研修会

「ひったくり防止」

VIII. 地域の活性化への役割／

地域各団体共催

○第3回南が丘「ふれあいまつり」(8月) ※本年第5回開催予定



南が丘地域教育委員会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、「津市学校運営協議会規則」(津市教育委員会規則第38号)第13条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この会は、「南が丘地域教育委員会」(以下、本会という)と称する。通称を「Me」とする。

(目的)

第3条 本会は、津市立南が丘小学校(以下「学校」という)に在籍する児童の健全な成長を願い、これを支えるため、南が丘小学校の教職員及び児童の保護者ならびに児童が居住する地域住民が互いに協力しあい、コミュニティ感にあふれた学校づくりを推進することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、本会則第3条に掲げる目的を達成するために、学校と協働関係を保ちつつ、次の各号に定める活動を行う。

- (1) 学校・保護者・地域の連携
 - ・家庭・地域の教育力の向上を推進する。
 - ・保護者や地域の意見や要望を学校に提示するとともに、三者が協働して児童の成長を支援できるように調整を図る。
- (2) 学校教育活動への参画
 - ・年度当初に学校より教育目標や教育計画についての提示を受け、協議の上、必要な助言をする。
 - ・年度途中で学校より教育活動状況についての報告を受け、協議の上、必要な提言をする。
 - ・年度末に学校より教育成果や課題について報告を受け、学校の教育活動の成果について評価し次年度へ向けての提言をする。
- (3) 学校・地域関係団体への支援
 - ・自主・自律をめざす学校の教育環境への支援と、南が丘地域の教育力の向上と地域活動の活性化促進のための支援をする。
- (4) 学校長の意向反映と人材登用・学校施設整備の支援
 - ・学校長の人材登用や予算等の意向を受け、教育行政機関に提案し、その実現をめざす。
 - ・学校教育上必要とされる学校設備上の要求事項について、教育行政機関に提案し、その実現をめざす。
- (5) 関係機関との連携
 - ・地域の保育所、幼稚園や中学校との連携を深め、連続して一体化した教育活動が展開できるよう支援する。
 - ・上記の教育機関の他、地域の民生委員、学校医、その他関係機関と連携し学校教育の円滑な推進を図る。
- (6) コミュニティ・スクール事業の推進
 - ・関係機関と連携し、コミュニティ・スクール事業の推進を図る。
- (7) その他、本会が必要と認める活動

(組織)

第5条 本会は、委員、事務局、オブザーバーをもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、次の各号に定める者をもって充てる。

- (1) 南が丘小学校PTAより4名程度
- (2) 地域関係者(自治会、子ども会育成者連絡協議会、体育振興会及びその他の地域関係者)より4名程度
- (3) 南が丘中学校教職員より1名程度
- (4) 南が丘中学校PTAより1名程度
- (5) 公募による地域住民より3名程度

- 2 公募による委員を除く委員は、各組織からの推薦を受けて選出される。
- 3 公募による委員は、年度末に公募し、公募委員選考委員会によって選出される。なお、公募委員選考委員会は公募による委員を除く委員によって構成し、委員長には南が丘地域教育委員会委員長があたる。但し、委員長が公募委員選考委員会の構成員に含まれない場合、副委員長がこれにあたる。

(委員長及び副委員長)

第7条 本会は、委員長1名、副委員長2名をおく。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選による。

(事務局及び事務局員)

第8条 事務局は南が丘小学校におく。

- 2 事務局は、学校職員2名、保護者1名で構成し、事務局長、事務局次長、書記の各職を担当する。

(オブザーバー)

第9条 オブザーバーは、次の各号に定める者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 津市教育委員会事務局関係者
- 2 オブザーバーは委員長が推薦し、毎年度新旧合同委員会で協議し、承認するものとする。
- 3 オブザーバーは必要に応じて委員長が招集し、委員会で助言を行う。

(委員会)

第10条 本会における重要事項を協議し、また、報告事項を伝達するために委員会を開催する。委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立し、協議事項は出席委員の過半数の賛成をもって可決する。
- 3 委員会には、委員長の要請に応じて教職員が出席する。

(部会)

第11条 本会の活動を円滑に進めるために、部会をおくことができる。

- 2 部会は委員で構成し、部長は部会に所属する委員で互選する。部長は、必要に応じて部会を開催する。

(協力員)

第12条 本会則第11条に基づき設置された部会の活動を円滑に進めるために、協力員をおくことができる。

- 2 協力員は部会において組織し、委員長の了解のもと、当該部会および本会の活動に協力する。

(委員の任期及び在任期間)

第13条 委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

- 2 在任期間は4月1日から翌年3月31日までとする。但し、第5条第1項(2)の各団体より推薦者は、各団体が新年度の推薦者を決定するまでの間、任期を継続するものとする。
- 3 委員が任期途中でやむを得ない事由により退会を申し出た場合の対応は、委員長の判断に委ねるものとする。但し、第6条(1)(2)(3)(4)により推薦された委員が退会した場合は、推薦母体に委員の再推薦を依頼する。再推薦がない場合には欠員とする。

(委員長、副委員長の任期)

第14条 委員長、副委員長の任期は、本会則第13条に準じる。

(オブザーバーの任期及び在任期間)

第15条 オブザーバーの任期は1年とする。但し再任を妨げない。

- 2 在任期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改定)

第17条 会則の改定は、委員会において協議し、出席委員の3分の2以上の賛成をもって可決する。

(附則)

- 第1条 この会則は、平成14年 8月21日より施行する。
この会則は、平成15年 4月 1日より一部改定し、施行する。
この会則は、平成15年10月 1日より一部改定し、施行する。
この会則は、平成16年 4月 1日より一部改定し、施行する。
この会則は、平成17年 4月 1日より一部改定し、施行する。
この会則は、平成17年 9月29日より一部改定し、施行する。
この会則は、平成18年 4月 1日より一部改定し、施行する。
この会則は、平成20年 4月24日より一部改定し、施行する。

津市教育委員会規則第38号

津市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年 法律第162号以下「法」という。)第47条の5第1項の規定による津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定する小学校、中学校又は幼稚園(以下「指定学校」という。)への学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域の住民及び保護者等の学校運営への参画等を図ることにより、地域と学校とが信頼関係を深め、子供たちの豊かな学びと育ちの創造を目指すため、指定学校ごとに協議会を置く。

(指定学校の指定等)

第3条 教育委員会は、指定学校を指定しようとするときは、あらかじめ指定しようとする学校の在する地域の住民、当該学校に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者及び当該学校の校長又は園長(以下「校長等」という。)の意見を聴く機会を設けるものとする。

- 2 指定学校の指定に当たっては、校長等からの申請によることができる。
- 3 指定の期間は、3年とし、再指定をすることができる。

(協議会)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 協議会の委員の任命は、指定学校の校長等の推薦に基づき行うものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
 - (1) 破産者で復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、任命の日から任命の日の属する年度の末日までとする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の解任)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第4条第3項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 前条第3項の規定に違反したとき。

- (3) 心身の故障のため職務の遂行ができないとき。
- (4) 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるとき。

(会長等)

第7条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ互選により選任された委員がその職務を代理する。

(会議等)

第8条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会の庶務は、指定学校において処理する。

(協議会の承認事項)

第9条 法第47条の5第3項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる とおりとする。

- (1) 組織編成に関すること。
- (2) 施設管理に関すること。

(運営事項に関する評価)

第10条 協議会は、指定学校の運営に関する事項について、適切な時期に、適切な方法により評価を行い、その結果を指定学校の所在する地域の住民や指定学校の生徒、児童又は幼児の保護者等に対して公表するものとする。

(組織、活動等の公表)

第11条 協議会は、その組織、活動等について、適切な時期に、適切な方法により、指定学校の所在する地域の住民や指定学校の生徒、児童又は幼児の保護者等に対して公表するものとする。

(指定の取消し)

第12条 法第47条の5第7項の規定に基づき教育委員会が協議会の指定を 取り消さなければならない事由は、次のとおりとする。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての意思形成が行えないと認められる場合

(運営等)

第13条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則に反しない範囲において、その運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。(津市学校運営協議会を設置する学校の指定に関する規則の廃止)
- 2 津市学校運営協議会を設置する学校の指定に関する規則(平成18年津市教育委員会規則第14号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に津市学校運営協議会を設置する学校の指定に関する規則の規定によりなされた指定学校の指定は、この規則の相当規定によりなされた指定学校の指定とみなす。